

## 第3分科会

### 新しい協同組合の企業形態・法制論

手島繁一（法政大学講師）

#### 1. 分科会の概要

分科会参加者は43名で、本研究集会の中では最大であった。報告は以下の5本で、しかもそれぞれに内容が充実していたため、「頭が割れそう」に感じたのは筆者だけではなかったようだ。報告、議論とも法制化論に比重がかかり、企業形態論についての検討は今後の課題として残された。

内容的には、労働者協同組合の存在意義の確認、特にその公共性との関連について理論的に掘り下げつつ、社会的認知と法制化をめざす運動の展開につなげようする方向性をもったものになった。その意味では、準備段階での意図が貫かれ、「はじめの一歩」が踏み出されたと言えるだろう。

分科会座長の杉本時哉氏がまとめたように、今後は「現行法制の中での可能性の追求とその徹底的な活用という側面と、必要とされる新たな協同組合の理念や方向の探求というもう一つの側面を同時的に追求していく」ことが必要だろう。

誌面の都合上、報告概要のみの記述にならざるをえなかった。分科会の議論は、近く発刊予定の法制化問題資料集に反映させたい。

#### 2. 報告の概要

菅野正純「『新しい協同組合』法制化への視点」

##### (I) 現行協同組合法制について

その問題点は、①広義の生産協同組合が除外されている。②「企業」と「営利」が同じものとして捕らえられている。③協同組合の意義が生存権保障の水準に止められている。④総じて、「個人主義的協同組合」の法的表現であって、私有財産制に影響を及ぼさないよう配慮されている。

##### (II) 現行法制の枠組みを超える展開

(1)消費者協同組合運動においても、「生活の質」を変革していくという、戦後法制を超える内実が

形成されてきている。同時に、広義の生産協同組合の展開にも注目したい。

(2)事業団・労働者協同組合運動は協同組合の公共性という点で社会的に認められる内実を作り上げてきたのではないか。

(3)農協が「生産農協」に飛躍することによって、また文化協同組合、保険医協同組合、設計コープ、子育てコープ、教育協同組合などの専門家による協同組合は、新しい公共性の担い手として発展が期待される。

##### (III) 公共と協同の新たな関係

この点でのアプローチとして、二つの理論的提起に注目したい。

(1)宇沢弘文氏は、「社会的共通資本」とそれを担う広義の「公共労働」の概念から、協同組合の公共性を主張している。

(2)池上惇氏は、権力的な公共性と人権保障としての公共性の対抗関係を指摘し、仕事おこしと地域づくりが人権とその発達保障の運動だとして、協同組合の公共性を捕らえている。

さらに、協同組合の公共性は、財政的にも裏付けられが必要なのであって、補助金と出資者への減免税を要求しつつ、これを行政全般に拡大する運動方向を提起している。

##### (IV) 法制化に向けた協同組合の自己革新

(1)協同組合=「非営利企業」という点を明確にする必要がある。

(2)剩余価値の自己決定が「非営利」概念の基本である。

(3)スペインの協同組合法(1977年)から学ぶ。この点は石塚報告を参照。

(4)ハンガリーの協同組合法(1992年)から学ぶ。

①非分割積立金、②組合員サービス、③以上については、その配分を総会が決定し、執行された額については費用として計上する(非課税)、との

規定がある。

(5)イタリアにおける協同組合法制から学ぶ。

1992年の法改正によって、「協同組合相互扶助基金」が創設されたが、これによって協同組合は協同組合セクター全体、ひいては地域と公共のために貢献する存在であることが明確にされた。

(6)法制化運動の意義 法制要求は新しい人権の保障、経済民主主義への要求と一体のものであって、有意義であるとともに、法制化以前の措置を引き出すことにもなる。そのためにも、協同組合自身が自己変革し、協同組合セクター全体としての取り組みを強めていく必要があろう。

堀越芳昭「協同組合の特質—組織的特質、非営利性、資本特性」

(I) 協同組合論の直面している諸論点

協同組合には固有の分野や原理が存在する。その固有の特質、論理とは何なのか。今日では、協同組合のセクター論という形で提起されている。フランスのフォーケが提起し、ベーク報告にもつながる一つの考え方である。資本主義的セクターと公的セクターとに対抗する個人セクター、すなわち農業者、消費者、中小生産者等の個人的セクターを基盤にして協同組合セクターが形成される、という考え方である。

(II) 協同組合の組織的特質の検討

(1)協同組合の目的は、いわゆる社会的目的と経済的目的の二重の目的の実現である。組織的二重性とはアソシエーションとしての社会的組織と、経済組織としてのエンタープライズ（事業体、あるいは企業）ということ。そしてその基本はアソシエーションにある。

公的セクターは社会的公益活動は行うが、経済事業体としての特質はもっていない。私的セクターあるいは資本主義セクターは、エンタープライズとしての性格をもっているが、アソシエーションとしての社会的役割は果たさない。協同組合はその両方をもっている。

(2)協同組合の存立基盤

協同組合の存立基盤は個人的セクターにある

が、わたしは、生活と生命に直結した産業分野であると表現したい。

(3)組合員概念の検討

協同組合の組織的特質を考える際に決定的因素は組合員である。

組合員の階層は、その多くは経済的社会的に諸困難をもった弱者である。ベーク氏はこれを「普通の人々」と表現している。

協同組合の組合員の特徴は第一に、利用者であること。協同組合への組合員の要求は、商品、サービス、設備、あるいは広く労働の利用であって、「内部市場」を形成している。ベーク氏も協同組合の特質として「内部に市場を形成していること」を上げている。

「内部市場」を安定的に形成するためには、民主主義的運営が必要であり、同時に教育によって組合員の内部市場の結集度を高めることも不可欠である。

そのうえに立って出資があると言うふうに「出資・運営・利用」の三位一体を理解したい。

協同組合が崩れていくのは、基本である利用の面から起こることが多いというのが歴史の教訓である。

(III) 協同組合の非営利性の検討

(1)営利／非営利というのは法律用語で、経済学では利潤あるいは利子という。

(2)公益、営利、非営利の規定は民法によっている。が、現行法は私有財産制度に基づいて整備されているため、協同組合に特有の性質を位置付けるのに無理がでてくる。

(3)だが、限界がある民法の解釈でも協同組合の非営利性を主張することはできる。

(IV) 協同組合の資本特性の検討

(1)組合員出資金に対する改善の方策が国際的にも重大な問題になっている。

(2)「不(非)分割積立金」

その源泉は、組合員だけから発生したものではない。とすれば、協同組合自体、地域社会、そして員外利用者を含めたものとして社会的公共的に使われるべきであろう。これが協同組合所有であ

る。

協同組合が解散したときに、その残余財産を出資基準で返還するという、広く行われている方式は協同組合原則からみて問題がある。社会的公共的に活用するという方法が考えられるべきが、組合員出資金と不(非)分割積立金のバランスの問題は考慮される必要がある。

(3)協同組合間協同金融と公的資金との関係についても検討が必要になっている。

石塚秀雄「見直し進むスペイン、フランスの労働者協同組合法制」

#### (I) スペインの労働者協同組合の法制

(1)憲法(1978年制定)では、第7編(経済と財政)第129条に、社会保障および生活の質や一般福利に直接影響を及ぼす機能をもつ公共団体の活動に対する参加、企業や生産手段の所有への労働者のアクセス、協同組合の振興について、公権力が法制化の義務をもつとの規定がある。

(2)協同組合法の改正(1987年)

1974年法に比べると、狭い「相互扶助」主義的なものから「企業体としての協同組合」へと、協同組合のコンセプトが大きく変わっている。

具体的には、非組合員第三者との業務の拡大へ道を開くための一連の諸措置などである。

労働者協同組合は、税制上保護された組織として、法人税、資産譲渡税の優遇を受けられる。協同組合の設立や雇用促進のための補助金の制度が存在し、また信用金庫や協同組合銀行からの融資が受けられるようになっている。組合員教育に対しても補助金が支給される。

(3)バスク協同組合法の改正

バスク協同組合法は、1982年に制定され、92年に改正案が出された。EC統合による市場競争の激化に直面しているモンドラゴン協同組合複合体の活動上の必要性を強く反映するものとなっており、組合員参加と民主主義の内容が改めて問われるような問題もある。

(4)スペイン労働者株式会社

スペイン憲法が規定する「労働者の生産手段へ

の接近」の一つとして、労働者株式会社(SAL)が注目される。1970年代の経済危機の中から生まれ、現在約8000社、1社当たり平均10名の労働者となっている。

労働者株式会社法は1986年に制定され、税法上は基本的に株式会社と同じ扱いだが、労働者協同組合と同じ各種税制優遇と補助金が受けられる。

労働者株式会社の評価は二分されているが、労働組合は、労働者の自主的管理企業として育成すべきだという立場に立って支援している。

#### (II) フランス労働者協同組合法

フランスの労働者協同組合(SCOP)は、スペインとは異なり、規模により有限会社または株式会社の形式をとっている。

1905年の労働法で、SCOPは従業員及び労働者により管理されるものと規定され、1915年にSCOP法が独立して制定された。1978年に全面改定され現行法制となったが、85年に資本取扱について改定された。

協同組合資本には、自己資本、法定積立金、定款上の任意積立金、繰越金、投資引当金が含まれる。投資組合員が認められているが、その多くは退職者と協同組合銀行などの支援機関である。

#### (III) 社会的経済のグループ化の促進

フランスで生まれた社会的経済体の原則は、①民主的機能、②自主性、③非営利性、④国家行政からの独立である。現在、協同組合、共済組合、非営利組織(アソチアシオン)の三つの区分団体によるCNLAMCAという横断的委員会が組織されている。1980年には「社会的経済憲章」が作られ、84年には政府内に担当局が設けられた。

社会的経済の概念は国によって異なるが、「広義の経済活動、私的・公的セクターでない第3のセクターとしての自主的管理の経済単位、人間を財より優先する民主的参加に基づく運営、そして何よりも社会的な連帯性・協同に基づく組織」という共通性を指摘することができる。

EC会社法とEC協同組合法は、労働者の経営参加を保障することが前提条件になっている。このことが、「外圧」となって日本の経済社会ある

いは協同組合法制をめぐる議論や運動に影響を及ぼしてくるのではないか。

### 野寄雅博「労働者協同組合センター事業団の経営財務の実践」

#### (I) センター事業団の発展状況

##### (1)概況

1992年度決算段階で、事業高約50億円。団員約2000人、うち組合員1000人。総資本約200億円(2.5回転)。自己資本約100億円(55.5%)。事業所28都道府県57事業所。

事業内容では、①ビルメン関連(20億円)、②生協提携(主に物流、15億円)、③公園緑化(11億円)が事業高としては多く、以下食堂・給食・売店事業、福祉・保育事業等である。

(2)この中で、大規模な事業所を確立し運営できる力量を備えてきた。茨城生協の物流センターは300人規模、京都生協の物流センターは200人規模で今年からは事業団の自主運営になっている。

(3)今年4月から、東京民医連が設立した病体整理研究所との間で対等平等の本格的提携関係を結んで事業を行うことになった。事業提携関係の新しい段階に突入したと言える。

(4)医療廃棄物の処理、共同購入の配送ネットワーク業務への参入、パンの製造など、地域と住民に役立つ新しい事業の開拓と拡大に燃えて挑戦中である。

#### (II) 発展の原動力

##### (1)「7つの原則」にてらした健全経営の確立

経営財務という面から言えば前記のスローガンになろうが、その前提として、労働者協同組合運動としての運動能力を発展させてきたことが基本であった。

##### (2)事業所を基礎とした全団員経営

「組織活動の指針」を定式化し、それにもとづいて事業所の会議を月に2回、全団員が参加し、事業の総括や計画を話し合い、決定する。

それとともに、情報の共有化を重視してきた。機関紙「じぎょうだん」と「ホットライン」が果たした役割は大きかった。

(3)経営財務的にも事業をしっかりとやりきるという方針を堅持したことが重要で、全団員経営の一つの柱でもあった。

「原価率75%」はわかりやすい一つの経営指標である。経営を公開して、組合員一人一人が経営財務に責任を負うという原則の徹底を図ってきた。

##### (4)自立財政と財務指標

「赤字を出さず、借金をしない」をモットーにしている。立ち上がり資金こそ全日自労から借りたが、それも返却し終わり、以後無借金経営を堅持している。

事業高の急成長にリンクして、自己資本も急増している。自己資本の基本は組合員の出資である。事業を拡大して行くうえで、必要な立ち上がり資金を出資という形で自己調達するという考え方を徹底することが、今から見れば大変であった。

剩余の配分には三つの形態がある。①「自立積立金」相当の期末手当。②「就労配当の期末手当」。この二つは、労働に応じた持ち分をもつが、その大部分を積立金や増資に当てるよう協力を求めている。③「出資配当」。出資金は一口5万円で、給料の2カ月分を出資最低額の目標としている。

このほか、将来の発展を展望して、高齢者協同組合設立や共済設立のための準備金を、組織として剩余から積み立てている。

#### 参加者感想文

##### ◇高橋 良彰(山形／山形大学人文学部)

全体として、たいへんたのしく参加できることに感謝いたします。

知り合いの方はほとんどいないという状態でありながら、はじめての参加という気がしない集会でした。ありがとうございます。

法は、大変技術的(テクニカル)なものです、その基礎には思想が流れていると思います。協同組合の実体を含めて、理念にまで話を広げ、考えさせられました。

### (III) 今後の課題

センター事業団の組合員は、まだ働いている人（団員）の半分程度でしかない。「働くものすべてを組合員に」を目標に、この3ヶ月を強化期間として取り組みを強めている。

### 池上惇「協同組合の企業形態論・法制論によせて」

#### (I) 「協同で仕事をおこす権利」を法で認める

共同保育所運動や障害者の共同作業所運動など、最近では学校づくりの運動などは、仕事おこしから始まって、社会的な認知をかち取り、法人格を取得して補助金、税制などの社会的支援を実現してきた経験がある。これらの中に、労働者協同組合の運動と共通する問題がいくつかある。

一つは、独自の社会的財産、協同的財産（経済学では「クラブ財」）を形成してきたこと、もう一つは、専門職を作り出してきたこと。

このことは、協同で仕事をおこすことを法で認めることができることが根本だが、同時にその権利を生かす機会を社会が保障することが重要な意味をもつ、ということを示している。

仕事をおこす権利は、一方では営業の自由権という意味をもち、他方では職業選択の自由の延長線上で、自らが自らに適した個性的な仕事を追求し、実現する権利であると解釈できる。

#### (II) 「権利を生かす機会を社会が保障する」ということ

仕事をおこす権利を認めたとすれば、次には「権利を生かす機会を社会が保障する」ことが問題になる。

このためには、第一に法人格の確定、すなわち社会的所有、あるいは共同所有というものを社会が認めることが必要である。

第二に、専門家としてそこで働く人々が有効な労働ができるように、教育・養成のシステムと社会的資格制度を確立することが必要である。労働者協同組合の場合、福祉事業としての専門性と事業活動としての専門性を形成してきたのではないか。

### (III) 「協同組合が公共活動を行う権利と責任を定めること」

日本の行政は伝統的に公共活動を行う権利を認めない。本来、住民への社会的サービスを行う権利が、すべての働く人々に認められるべきである。

協同組合は、住民の要求に応えて、要求充足のための専門労働を発展させ、さらにまた住民のサービス受容能力を発展させることができが事業活動の内容になろう。これは協同組合の権利であり、社会に対する責任でもある。つまり権利を生かす機会を社会が保障するのだから、協同組合は社会に対してこうした事業活動で責任をもって一定の契約関係に入るということだ。

#### (IV) 「社会による協同組合の公共性の支援」

次に、このような協同組合の活動に対して、その公共性を認め、正当な評価をもとに、経済的にも活動が可能な仕組みを社会が作ることが必要になってくる。

具体的には、税制と補助金の面での支援になるだろう。税制の場合は、協同組合に対する寄付金への控除制度を考える必要がある。このことは、納税者に一種の選択権、つまり直接政府に税金を払って公共サービスを期待するか、自分が育成したいと思う法人格をもった組織体に寄付をして公共的活動を期待するか、という選択権を与えることになる。

補助金を受けるためには、法人格の取得が必要である。

事業活動で収益を上げることは大切だが、人的サービスを中心とした事業体の場合、一般の企業との競争に勝つことは難しい。だから、長い目で見ると、協同組合や公益団体は、絶えず公共部門との密接な関係をもって発展していくことが必要となってくる。また、こういう領域が拡大していくのが歴史の流れだと思う。

第三に、こうした運動を、社会が地域づくりの主体として位置づけるということ。地域計画などにおいて、協同組合や公益団体が地域づくりの主体として、地域を設計し、長期的な計画を提示し、仕事をおこしていくことが必要である。これが住

民自治の中身を構成していくのである。  
おわりに

事業団の場合、これまで築き上げてきた仕事を、もう一度権利と責任という視点から整理をして、どのような契約関係を政府と結んでいくかという視点から法というものを考えていくと、法づくりも具体的な問題になってくるのではなかろうか。

### 討論の中での補足

◆補助金を受けると行政支配が生ずるのではないかという危惧には確かに根拠がある。欧米では、こうした事態を避けるためのいくつかの工夫がある。一つは、補助金配分の委員会のメンバーは補助金を受ける側から選出するという仕組みで、いわゆる団体自治の尊重の原則がある。もう一つは、アームス・レングスの原則という行政上の概念が適用されている。政府と補助金団体との関係は、「付かず離れず」の関係でなければならないということだ。

税制の場合は、裁量の余地がないので行政の介入については、基本的に恐れなくてもよい。

一般に、政府や行政との関係をもてば、介入の恐れは絶えず生ずると言ってよい。だからといって、付き合わないというのはむしろ危険だ。社会的な市民権のない運動には限界がある。行政の介入を排する力は、協同組合の主体的な力量、どれだけ公共性を明確に主張し、実践するかにかかっている。

### 参加者感想文

◇高野 修（大分／大分自交サービスグループ）

①問題の所在がざい分明らかになったと思いました。

②石塚氏の報告——スペイン、フランスの法制を、自分たちの運動や組織にどう生かしていくかという点から聞きました。

③新しい法制の内容とかの理解とは別に、それに至るまで、どのように工夫や運動を現場でやっていくかの話が欲しかった。（この点では、野寄雅博報告を更に探究する機会が

あるとよいと思う）

④池上惇先生の「憲法論」についてのお話は大変参考になりました。

◇廣田 正勝（福岡／企業組合クリーンセンター福岡）

私たちは、国労博多闘争団で組織した事業体です。企業組合の形態をとっています。

当初は、労働者協同組合を指向しました。概念をつかめないまま企業組合としましたが、民主的な経営に努め、労働者協同組合に向かって進んでいるつもりでしたが、議論を聞きながら、「社会性」の点が私たちの運動の中で欠落していることを痛感しました。

労働者協同組合連合会からも、「社会性」を強調し、事業を進めることができ国労闘争の早期解決にとって重要な要素であろうとの忠告は、今後取入れる為に検討して行きたいと思います。

◇鍛谷 宗孝（京都／京都高齢者事業団）

企業形態論について議論したかった。

山形大学の高橋良彰先生の発言のように、営利・非営利という議論それ自体は、非常に面倒な議論で、我々実践家が、日々悩んでいることとは地平の異なる議論のように感ずる。

労働の価値、労働の本質、その奥底にある人間の尊厳、そこの確認（これを根本規範というなら言えるかも知れない）と、それを実現できる場としての、企業形態、生協、農協、民医連関係の病院などで具体的につきあたっている現実問題の整理は、今の時期非常に大切なことと思う。

それにつけても、池上惇教授の仕事おこしの権利を起点とした現実的な展開は今更ながら感服する。

菅野正純氏の報告の「II. 現行法制をこえる新たな事態」自身の豊かな事例の蓄積と分析、それと法との連関についての考察の深化を期待しております。